

諮問庁：国立大学法人広島大学

諮問日：平成28年7月12日（平成28年（独情）諮問第55号）

答申日：平成28年11月4日（平成28年度（独情）答申第46号）

事件名：大学病院で行っていた非配偶者間人工授精について開始の経緯等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年5月6日付け広大総務第15-233号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分を取り消し、関係文書を再調査、開示するよう求める。また、どの部署や機関、資料を、どのような方法で探した結果としての「不開示決定」なのか、説明を求める。

(2) 理由

① 広島大病院の診療科の一つで公式に行われていた診療の手がかりとなる記録がまったく存在しないのは不自然。少なくとも、中心的役割を果たした広島大医学部産科婦人科学教室には、AIDに関する何らかの記録が残っていると推察するため。

② 不開示の理由として「1986年ごろ以降は非配偶者人工授精は行っておらず」との説明が書かれていたが、そのことが分かる記録は存在しているはずである。4月25日の病院長への取材時に「2012年に他の報道機関からの照会の際の調査で、1985年まで実施していたことが分かったようだ」との説明があったが、それならば12年の照会時の担当者に対して「どの記録を根拠にしたか」を確認でき、その記録を開示できるはずであるため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯について

本件は、「広島大学病院で1950年代ごろから2005年ごろまで行っていた非配偶者間人工授精（AID）について、その開始の経緯や治療実績、中止の経緯などが分かるすべての文書」の開示請求があったものである。

本学は、2016年5月6日付けで法人文書不開示決定通知書を開示請求者（審査請求人）に交付し、同日付けで審査請求書が提出された。

AIDについては、2012年に、報道機関からアンケート調査があり、本学病院では生殖医療を行っていないことから、以前本学に在職した者から聞き取りした結果、遅くとも1986年頃以降AIDは行っておらず、それ以前の記録も残っていないことを確認した上で、「遅くとも1986年頃以降非配偶者間人工授精は行っていない。それ以前については実施記録が残っていないため、非配偶者間人工授精に関しては不明。」と回答した経緯がある。

本開示請求は、2016年3月24日付けで受け付けたところであるが、それに先立つ2016年3月18日付けで、審査請求人から本学病院長に対する取材依頼があり、2016年4月25日に取材に応じ、2012年のアンケート同様の回答を行ったものの、2016年4月27日には、審査請求人から本学病院診療科長に対する取材依頼もあり、「2005年に正式にAIDをやめる際」と本学の回答とは違う前提をもって、推察とも思われる表現を使って文書の確認を求め続けている。

2 対象文書について

当該開示請求に係る文書は存在しない。

3 原処分維持の理由

審査請求人は、「①広島大病院の診療科の一つで公式に行われていた診療の手がかりとなる記録がまったく存在しないのは不自然。少なくとも、中心的役割を果たした広島大医学部産科婦人科学教室には、AIDに関する何らかの記録が残っていると推察するため。②不開示の理由として「1986年ごろ以降は非配偶者人工授精は行っておらず」との説明が書かれていたが、そのことが分かる記録は存在しているはずである。4月25日の病院長への取材時に「2012年に他の報道機関からの照会の際の調査で、1985年まで実施していたことが分かったようだ」との説明があったが、それならば12年の照会時の担当者に対して「どの記録を根拠にしたか」を確認でき、その記録を開示できるはずであるため。」と求めているが、本学としては、今回の開示請求に対して、文書は存在せず、不開示としたことは適切であり、原処分の維持が妥当であるとの結論に至った。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月17日 審議
- ④ 同年11月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は「広島大学病院で1950年代ごろから2005年ごろまで行っていた非配偶者間人工授精（AID）について、その開始の経緯や治療実績，中止の経緯などが分かるすべての文書」であり，処分庁は，これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，本件対象文書の存否について改めて確認させたところ，諮問庁は，以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は，広島大学病院における非配偶者間人工授精（AID）の実施に係る法人文書の開示を求めるものであるが，理由説明書（上記第3）において述べたとおり，平成24年（2012年）に報道機関からアンケート調査があった際，以前広島大学に在職した者から聞き取りした結果，遅くとも昭和61年（1986年）頃以降AID（「ドナー集め」を含む。）は行っておらず，それ以前の記録も残っていないことを確認しており，原処分時の探索においても，請求の趣旨に該当する可能性がある文書の存在は確認されなかったものである。

審査請求を踏まえ改めて探索を行ったところであるが，病院はもとより，医学部及び大学院医歯薬保健学研究科においても文書の保有は確認されなかった。

イ なお，病院においては，個人名が判明しない中で非配偶者間人工授精の対象者を確認することはそもそも困難であるが，「広島大学法人文書の分類，保存，重要度，移管及び破棄等に関する細則」（平成23年7月25日理事（財務・総務担当）決裁）において，診療録の保存期間は20年であり，開示請求の時点では遅くともAIDを行っていない昭和61年から数えても20年を優に超えている。おって，同細則の「医療関係文書」のうち，唯一20年とされている診療録より長い保存期間が定められたもの（「各種実習生・研修生受入名簿」，「院内学級設立に関するもの」，「麻薬・向精神薬・覚せい剤に関するもの」，「死亡診断書」，「病理解剖に関するもの」及び「臨床研修施設指定申請に関するもの」）の中に本件

対象文書に該当する可能性があると考えられるような文書は含まれておらず、それ以外の文書（「先進医療承認申請」，「医療法等に関するもの各種報告」，「指定医療機関承認申請」，「保険医登録に関するもの」等）はいずれも保存期間10年以下となっている。また、同細則の「管理一般関係文書」のうち「病院運営会議に関するもの」の保存期間は30年であることから、当該文書についても確認したが、非配偶者間人工授精に関する議題等の記載は認められなかった。

なお、平成24年の確認については、口頭によるものであり、昭和61年という年については、記憶によるところである。したがって、その際に判断等の根拠とされた文書は存在しないことは前述のとおりであり、聞き取りの際にその結果を記録した文書といったものも作成されていない。

ウ 以上のことから、広島大学において本件対象文書に該当する文書を保有しているとすべき事情は認められず、原処分は妥当であると判断するものである。

なお、平成13年2月の日本産科婦人科学会倫理審議会答申書において、AID実施における問題の一つとされている記録の保存と情報の開示については、「AIDを行う場合には、記録の恒久的な保存と適切な情報の開示が極めて重要であることを考慮し、公的（あるいは準公的）機関によって、情報を一元的に管理する体制を整備することが望ましい。」とされており、平成13年においても文書の保存方法が確立されていない状況であることを申し添える。

(2) 本件対象文書の存否に係る上記諮問庁の説明については、これを覆すに足る事情は認められず、否定し難い。したがって、広島大学において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、広島大学において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

広島大学病院で1950年代ごろから2005年ごろまで行っていた非配偶者間人工授精（AID）について、その開始の経緯や治療実績、中止の経緯などが分かるすべての文書。

- [例] 「日本産科婦人科学会に毎年提出していたAID実施結果の報告書」
- 「日本産科婦人科学会にAID実施施設登録した際の申請書。中止した際の文書」
- 「AID患者のカルテや精子ドナーの情報の、院内での管理方法などを定めた文書」
- 「病院としてAID治療を行っていた期間や実績が書かれた文書」
- 「AID外来を設けていたことが分かる当時の病院案内、組織図など」
- 「1985年に院内でのAID実施を中止し、ドナー集めだけにした際、地元の医療機関にその旨を通知した文書」
- 「1985年に院内でのAID実施を中止し、ドナー集めだけにした経緯が分かる会議の議事録など」
- 「2005年ごろにドナー集めも中止した際、地元の医療機関にその旨を通知した文書」
- 「2005年ごろにドナー集めを中止した経緯が分かる会議の議事録など」
- など